

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和6年11月22日（金） 号外第92号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 調達公告 一般競争入札の実施（鳥取県立中央病院）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年11月22日

鳥取県立中央病院長 廣 岡 保 明

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立中央病院清掃等業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(4) 履行場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(5) 入札方法

入札は、紙入札により行う。

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。））とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和6年11月22日（金）から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 令和6年11月22日（金）から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の業種区分の全てに登録されている者であること。

(ア) 建物等の保守管理の建築物内部清掃

(イ) 建物等の保守管理の建築物外部清掃

(ウ) 建物等の保守管理の空気環境管理（測定、清掃）

(エ) 建物等の保守管理の給水管理（清掃）

(オ) 建物等の保守管理の害虫防除

(カ) 建物等の保守管理の空気調和設備管理（運転保守）

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への

登録に関する申請書類を令和6年11月29日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の（2）の場所に必ず連絡すること。

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）第12条の2第1項の規定により、同項第1号及び第2号又は第8号、第5号並びに第7号に掲げる事業の登録を受けている者であること。ただし、当該登録に係る建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号。以下「建築物衛生法施行規則」という。）第25条第2号の清掃作業の監督を行う者及び第26条第2号に規定する空気環境の測定を行う者又は第30条第3号の清掃作業の監督を行う者及び同条第6号の空気環境の測定を行う者、第28条第4号の飲料水の貯水槽の清掃作業の監督を行う者並びに第29条第3号のねずみ等の防除作業の監督を行う者（以下これらを「監督者等」という。）については、当該登録を受けている者が法人である場合においては当該法人の役員（会社法（平成17年法律第86号）第329条第1項の役員をいう。以下同じ。）又は使用人、個人である場合においては当該個人又はその使用人であるものに限る。

カ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準に適合している者として一般財団法人医療関連サービス振興会の認定を受けていること。

キ 平成31年度以降に1件の契約に係る清掃対象の建物の延床面積が40,000平方メートル以上の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

ク 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

ケ 本件業務の履行期間中、建築物衛生法第7条第1項の規定による建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている技術者（オの登録を受けている者が法人である場合においては当該法人の役員又は使用人、個人である場合においては当該個人又はその使用人であって監督者等でないものに限る。）を本件業務の実施日時に対象施設へ常駐させ、及び責任者として専任させることが可能な者であること。

コ 緊急時に迅速に業務を行うことのできる協力・連携体制を鳥取県と構築できる者であること。

（2）共同企業体に関する要件

ア 各構成員が（1）のアからキまでの要件を全て満たしていること。

イ 構成員のうち、いずれかの者が（1）のケ及びコの要件を満たしていること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員は、この公告に係る他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

（ア） 目的

（イ） 共同企業体の名称

（ウ） 構成員の名称及び所在地

（エ） 代表者の名称

（オ） 代表者の権限

（カ） 構成員の出資比率又は役割分担

（キ） 構成員の責任

（ク） 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

（ケ） 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

（コ） 取引金融機関

（サ） 解散後の契約不適合責任

（シ） その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局総務課人事企画担当

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局総務課人事企画担当

電話 0857-26-2271 (代表)

電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、令和6年11月22日(金)の午後3時から同年12月23日(月)の午後5時までの間にインターネットの鳥取県立中央病院のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和6年11月22日(金)から同年12月23日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。ただし、交付を希望する場合は、交付希望日の前日までに(1)の問合せ先へ連絡すること。

イ 交付場所

(1)に同じ

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年1月10日(金)午後3時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月8日(水)午後4時までとする。

イ 場所

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院7階 会議室1

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」及び「入札書3回目」と明記した封筒に、「1回目」、「2回目」及び「3回目」と明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、2回目以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、本件調達に対し入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類及び入札説明書で示す入札参加資格確認申請書その他必要な書類(以下「事前提出物」という。)を、4の(1)の場所に令和6年12月23日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出物を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

- (3) 入札者は、事前提出物に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 清掃業務委託契約に関する施設管理調達低価格入札調査制度実施要領（平成24年1月17日付中病第492号）に基づき設定している調査基準価格を下回る価格で入札した者については、入札終了後、発注者の求めに応じ、事情聴取及び調査に協力しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札書に記載された金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内の価格で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Cleaning of building of Tottori Prefectural Central Hospital, 1 set

(2) Delivery period : From 1 April, 2025 through 31 March, 2028

(3) Delivery place : 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM, 23 December, 2024

(5) Date and time for the submission of tenders : 3:00 PM, 10 January, 2025

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 4:00 PM, 8 January, 2025

(6) Please contact : General Affairs Division, Administration Department, Tottori Prefectural
Central Hospital, 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL 0857-26-2271